

記 者 発 表 資 料
令 和 3 年 5 月 3 1 日
国 保 医 療 課 医 療 指 導 班
担 当 : 岩 渕 , 衛 藤
内 線 : 2 5 6 5
E-mail : kokuhoi@pref.miyagi.lg.jp

「国民健康保険柔道整復施術療養費適正化業務」に係る発送文書の記載誤りについて

宮城県では、国民健康保険の給付適正化の一環として、県内市町村より委託を受け、国民健康保険柔道整復施術療養費適正化業務を実施しており、その業務の一部を株式会社オックスに再委託しております。

令和3年5月27日付けで同社が対象被保険者へ送付した別添文書「整骨院・接骨院のかかり方について」について、記載内容の一部に誤りがあることが判明しましたので、お知らせします。

記

1 事案の概要

別添文書「整骨院・接骨院のかかり方について」に記載された「委託元住所」について、本来記載すべき委託元の市役所・町村役場の住所ではなく、送付先の被保険者自身の住所が記載されていることが判明したものです。（被保険者の住所が記載されたものが当該被保険者自身に送付されたものであり、第三者に流出したものではありません。）

2 事案が判明した経緯

令和3年5月28日以降、文書を受け取った複数の被保険者から、委託元市役所・町村役場に問い合わせがあったことにより判明したものです。

3 記載誤りの件数

対象被保険者1, 140人分

4 県の対応

今回の事務処理ミスの内容等について、県ホームページに掲載するとともに、誤記載のあった文書が送付された被保険者に対し、株式会社オックスから「お詫び文書」及び委託元住所が正しく記載された文書を送付する。また、今回の事務処理ミスが発生した原因の把握に努め、委託事業者に再発防止の徹底を求めていく。

〒
被保険者住所
被保険者名 様

通知番号：

令和〇年〇月〇日
〇〇市（又は仙台市〇〇区）〇〇課
〇〇係

整骨院・接骨院のかかり方について

当国保では皆様に整骨院・接骨院で健康保険を使って受けられる施術について知っていただきたく、リーフレットをお送りさせていただきます。

なお、このリーフレット発送に関しての業務を下記業者へ委託しておりますので、何かご不明な点・ご質問等ございましたら、下記までお願いいたします。

【お問い合わせ先】

株式会社オークス おからだ相談室
連絡先 : 0120-296-290 (フリーダイヤル)
住所 : 東京都渋谷区代々木2-7-7
受付時間 : 9時~17時 (土日祝除く)

【委託元】

〇〇市（又は仙台市〇〇区） 〇〇課 〇〇係
住所： XXXXXXXXXX
電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

市（区）役所又は町村役場の所在地が記載されるべきところ、誤って送付先の被保険者住所が記載されてしまったもの

整骨院・接骨院 のかかり方

※整骨院・接骨院はともに国家資格をもった柔道整復師が施術を行なうところです。

使える・使えないは、以下のとおりです。

国民健康保険が

柔道整復師の判断等により

使える場合

- 日常生活やスポーツなどで痛めた場合
- 内科的な疾患以外で、原因のある痛み
- 捻挫・打撲（転んだ、すべった、落ちた、ひねった、くじいた、寝違えた）
- 挫傷（筋肉、すじを痛めた）
- 骨折・不全骨折・脱臼（折れた、ひびが入った、関節がぬけた）

※骨折や脱臼については医師の同意が必要となります。（応急手当の場合は同意を必要としませんが、引続き施術を受ける場合は同意が必要となります。）

使えない場合

- 日常生活による単純な疲労や単なる肩こり
- スポーツなどによる筋肉疲労
- 加齢（負傷によるものではない）からくる痛み
- 脳疾患後遺症、リウマチなどの慢性病からくる痛みやしびれ
- 内科的な疾患による痛み

※施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので医師の診察を受けましょう。

整骨院・接骨院にかかるときは…

1 負傷の原因を正しく伝える

整骨院・接骨院にかかる際には、体の痛み、症状、原因を正しく伝えましょう。労災保険（通勤途中・勤務中の負傷）に該当する場合は国民健康保険が使えません。交通事故などの第三者行為による負傷の場合は、国民健康保険にご連絡ください。

2 受取代理人の欄への署名は自分でする

申請書の署名は、手などを負傷したり、自署が困難な場合を除き、ご自身で記入しましょう。

3 領収書をもらう

領収書は大切に保管しておき、医療通知で金額・日数を確認しましょう。※領収書は、医療費控除を受ける際にも必要になりますので大切に保管しましょう。

